

11月は児童虐待防止推進月間です

本県の児童相談所における令和元年度の児童虐待対応件数は、過去最多であった平成30年度の1,375件から減少し、1,228件となりました(対前年度比10.7%減)。対応件数が前年度に比べ減少したのは7年ぶり(平成24年度以来)ですが、10年前(平成22年度)の588件に比べると2倍を超え、依然として高い水準で推移していることから、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な課題です。

厚生労働省では11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、本県においても期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などを行っており、今年度は下記の取組みを行うこととしています。

また、11月12日から25日は、内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁において「女性に対する暴力をなくす運動期間」とされていることから、児童虐待対応とDV対応の連携強化を図ることを目的として、合同での啓発活動も行うこととしています。

○活動計画

	開催日	内容	場所
①	11月1日(日)～8日(日)	児童虐待防止・DV防止・里親啓発パネル展	瓦町FLAG市民交流プラザ IKODE 瓦町
②	11月12日(木)～25日(水)	オレンジ(児童虐待防止)&パープル(DV防止) ライトアップ (点灯時間：18時～23時)	高松シンボルタワー
③	11月18日(水)～30日(月)	県内JR駅へのポスター掲示	高松駅、志度駅、坂出駅、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅、観音寺駅、琴平駅
④	11月18日(水)	令和2年度香川県児童虐待防止講演会	香川県社会福祉総合センター

- ・①、②については、例年実施していた「児童虐待・DV防止、里親啓発街頭キャンペーン」に代わる活動として、県と高松市が合同で実施します。
- ・②、④の詳細は、別途、記者発表資料の提出によりお知らせします。
- ・③については、四国旅客鉄道株式会社(JR四国)様のご協力のもと、実施します。
- ・このほか、各市町において児童虐待防止啓発活動が行われます。



オレンジリボン運動の実施について ～ 有志により初めてオレンジリボンマスクを作成・購入 ～

「児童虐待のない社会の実現」をめざす市民運動。
オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は「子どもたちの明るい未来」を表す色です。
「児童虐待防止推進月間」には児童虐待防止啓発活動としてオレンジリボン運動が各地で展開されています。
<経緯>

- 2004年 栃木県での3歳と4歳の兄弟の虐待死をきっかけに開始された。
- 2006年 児童虐待防止全国ネットワークが、オレンジリボン運動の総合窓口を担っている。

県においても、職員が「オレンジリボンバッジ」の着用を行うほか、初めての取組みとして、有志(県、県警、各市町、民間児童養護施設等職員)により「オレンジリボンマスク」を作成・購入し(購入者：769人、枚数：1,023枚)、着用する予定です。